

## 私の見た水俣・・・水俣と刑事事件

弁護士 金井塚 康 弘

## 第1 水俣と私のかかわり

## 1 小学生から大学生まで（1963-）

もはや戦後ではない（経済企画庁の発表した1956年度「経済白書」序文）、東京オリンピック（1964年10月10日から24日まで）、東海道新幹線開業（1964年10月1日から。1959年着工）。

高度経済成長時代（経済成長率10%以上。1954年（鳩山一郎内閣）から1973年（田中角栄内閣）という光と影。四大公害病（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）、各種薬害事件（スモン・キノホルム、サリドマイド、クロロキン等々）。

ある意味で「同時代」に生まれ、生きてきた。光と影の1960-70年代

## 2 大学生のころ（1976-）

水俣実践学校第1期生 同級生の中地重晴先生に誘われ水俣へ。

京大反公害自主講座

水俣病を告発する会・京都

## 3 司法試験受験生のころ（1980-1988）

法律学の論点としての自主交渉事件（チッソ補償交渉事件）、実質的違法性論、可罰的違法性論、公訴権濫用論、公訴棄却による手続打ち切り論

世はバブル時代（1985-1991）。浮かれた時代と暗い受験時代

## 4 司法修習生あるいは弁護士として（1989-）

堺シンナー事件

薬害エイズ訴訟

在韓被爆者訴訟

ある死刑事件、再審請求事件、水俣病認定の取り組み

## 第2 チッソ補償交渉事件

## 1 最高裁1980年（昭和55年）12月17日第1小法廷決定

【1審】1971年（昭和46年）12月7日チッソ東京本社で社長に面会以降、1年10か月にわたる自主交渉。このうち、1972年（昭和46年）7月19日から10月25日にかけての傷害事件について逮捕、起訴されて、有罪（罰金5万円、執行猶予1年）。

【2審】被告側のみ控訴したところ、裁判所は、被告人に対する公訴提起は、偏跛、不公平で訴追裁量権（刑訴法248条）に違反し、無効であるから、338条4号により公訴棄却とした（公訴権濫用論）。

最高裁は、2審で肯定された公訴権濫用論について「例えば、公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限の場合に限られる」と判示。

2審判決は、公訴を棄却すべきものと判断したが、ただちに肯認することはできないが、2審判決を破棄して、第1審の執行猶予付き罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられず未だ刑訴法411条を適用すべきものとは認められないとして、上告棄却した。

上記多数意見（団藤、中村、谷口）に対し、少数意見（411条適用。藤崎、公訴権濫用なし、原判決を破棄せよ。本山）。

## 2 刑事訴訟法の規定

## (1) 刑訴法247条、公訴は検察官がこれを行う（国家訴追主義、起訴独占主義）

刑訴法248条、犯人の性格、年齢及び境遇及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる（起訴便宜主義、）

起訴猶予裁量の適正な行使はどのように確保されるのか。

起訴裁量を誤った起訴はどうなるのか。公訴権濫用に対する救済方法。

(2) 刑訴法 338 条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない

1、2、3号(略)

4 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

(3) 刑訴法 405 条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

1 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること

2 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと

3 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと

刑訴法 410 条

1 項 上告裁判所は、第 405 条各号に規定する事由があるときは(憲法違反、最高裁判例違反、その他の判例違反)、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りではない。

2 項 第 405 条 2 号又は 3 号に規定する事由のみある場合において、刑訴法 411 条 上告裁判所は、第 405 条各号に規定する事由がない場合であっても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

1 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

2 刑の量定が著しく不当であること

3 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること

4 再審の請求をすることができる場合に当たる事由があること

5 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと

3 何が不公正、不平等な捜査、起訴か

2 審 ①水俣病の未曾有の被害、行政の停滞、会社の責任回避などの特殊事情から刑罰をもつてのぞむのは当を得ない。②国や県にも一半の責任がある、③紛争過程において、加害者制裁、被害者救済という口外の基本原則に反する編跛・不公正があつた  
最高裁は、これらの論拠を否定した。公訴権濫用論の事実上の否定と言われる。

しかし、多数意見は、1 審判決(有罪。罰金 5 万円、執行猶予 1 年)の復活をしなかつた。どうしてなのか。

4 最高裁の理由の「記録に現われた本件の極めて特異な背景事情」、被害者意識、「また、被告人が右公害によって父親を失い自らも健康を損なう結果を被っていること」等々とは何か。

苦海浄土ほか、「水銀を飲め」「そげな苦しみがわかるか」「今度もらったお金であなたの長女を買います」「もう銭ばいらん」「こん金、何に使えちゆうですか、(親の)手やら足やら切つて使うと同じですよ」・・・

### 第 3 著反正義論

正義に反する(著反正義)とは。

何が正義か? 誰の正義か?

疑わしきは、被告人の利益にの原則

水俣病は終わっていないという、しかし、この世に終わった問題などあるのだろうか?

以 上